16　一株当たり情報に関する注記
17　重要な後発事象に関する注記
18　連結配当規制適用会社に関する注記
19　その他の注記」

改める。

別表第二の第四表の備考第二号中「会社法第２条第５号に規定する会社をいう」を「会社法第２条第５号に規定する会社をいう。以下同じ」に、「）は個別注記表１、３、４及び６から14」を「）は個別注記表１、５、７、８及び10から18」に、「10及び14」を「５、14及び18」に、「10に」を「14に」に、「会社法第575条第１項に規定する会社をいう」を「会社法第575条第１項に規定する会社をいう。以下同じ」に、「１及び３から14」を「１、５及び７から18」に、「法人たる組合は個別注記表１、３、４及び６から14」を「法人たる組合は個別注記表１、７、８及び10から18」に改め、同備考第六号中「貸借対照表等の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他貸借対照表等作成のための基本となる事項であつて、」を「貸借対照表等の作成に当たつて採用する会計処理の原則及び手続（以下「会計方針」という。）に関する」に改め、⑹及び⑺を削り、同備考第十九号中「18」を「22」に改め、同号を同備考第二十三号とし、同備考中第十七号及び第十八号を四号ずつ繰り下げ、第十六号を第二十号とし、次のように改める。

20　一株当たり情報に関する注記は、次に掲げる事項とする。
⑴　一株当たりの純資産額
⑵　一株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額
⑶　株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して⑴及び⑵に掲げる額を算定したときは、その旨

様式第二の第四表の備考中第十五号を第十九号とし、第七号から第十四号までを四号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の四号を加える。

7　会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、⑷②及び③に掲げる事項を省略することができる。また、個別注記表に記載すべき事項（⑶並びに⑷②及び③に掲げる事項に限る。）が連結注記表に記載すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。
⑴　当該会計方針の変更の内容
⑵　当該会計方針の変更の理由
⑶　遡及適用（新たな会計方針を当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表等に遡つて適用したと仮定して会計処理をすることをいう。以下同じ。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
⑷　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積り（貸借対照表等に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、貸借対照表等の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。以下同じ。）の変更（新たに入手可能となつた情報に基づき、当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表等の作成に当たつてした会計上の見積りを変更することをいう。以下同じ。）と区別することが困難なときは、②に掲げる事項を除く。）
①　貸借対照表等の主な項目に対する影響額
②　当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期
③　当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

8　表示方法（貸借対照表等の作成に当たつて採用する表示の方法をいう。以下同じ。）の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、個別注記表に注記すべき事項（⑵に掲げる事項に限る。）が連結注記表に記載すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記するときは、個別注記表における当該事項の注記を要しない。
⑴　当該表示方法の変更の内容
⑵　当該表示方法の変更の理由

9　会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
⑴　当該会計上の見積りの変更の内容
⑵　当該会計上の見積りの変更の貸借対照表等の項目に対する影響額
⑶　当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

10　誤謬（意図的であるかどうかにかかわらず、貸借対照表等の作成時に入手可能な情報を使用しなかつたこと又は誤つて使用したことにより生じた誤りをいう。以下同じ。）の訂正（当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表等における誤謬を訂正したと仮定して貸借対照表等を作成することをいう。）に関する注記は、誤謬の訂正をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
⑴　当該誤謬の内容
⑵　当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

別表第二の第七表中「前期繰越高」を「当期首残高」に、「期末残高」を「当期末残高」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行し、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度分の会計の整理について適用する。

# 告　示

**○総務省告示第三百二十二号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、番町政策研究所から訂正の報告があつたので、同法第二十条第二項の規定に基づき、平成十一年自治省告示第百九十五号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので要旨（平成十年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十三年六月三十日

総務大臣　片山　善博

〔その他の政治団体〕の部　番町政策研究所のうち8中

「金田　正昭　3,680,010　9. 4. 25」を

「金田　正昭　3,680,100　9. 4. 25」に改める。

**○総務省告示第三百二十三号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、番町政策研究所から訂正の報告があつたので、同法第二十条第二項の規定に基づき、平成十二年自治省告示第二百十九号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので要旨（平成十一年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十三年六月三十日

総務大臣　片山　善博

〔その他の政治団体〕の部　番町政策研究所のうち8中

「金田　正昭　3,680,010　9. 4. 25」を

「金田　正昭　3,680,100　9. 4. 25」に改める。